

『**特許審査指南改正草案（意見募集稿）**』改正箇所対照表

『特許審査指南』 (2010年2月1日より施行)	意見募集稿 (改正箇所付き)
<p>第一部分第一章 5.1.1 (3) 分割出願の提出日</p> <p>ただし、分割出願に単一性の欠陥があるため、出願人が審査官の審査意見に基づき再度分割出願をする場合は例外とする。このような例外の場合、出願人は再度分割出願をすると同時に、単一性の欠陥が指摘された審査官による審査意見通知書または分割通知書のコピーを提出しなければならない。上記規定に合致した審査意見通知書または分割通知書のコピーを提出しなかった場合は、例外として取り扱うとができない。上記規定を満たさないものに対して、審査官は補正通知書を発行し、出願人に補正するよう通知しなければならない。期間が経過しても補正されない場合、審査官は取下げとみなす通知書を発行する。出願人が補正した後も尚規定に合致しない場合、審査官は分割出願が未提出とみなす通知書を発行し案件終了の処理を行う。</p>	<p>第一部分第一章 5.1.1 (3) 分割出願の提出日</p> <p>ただし、分割出願に単一性の欠陥があるため、出願人が審査官の審査意見に基づき再度分割出願をする場合は例外とする。このような例外の場合、再度分割出願の日付を当該単一性の欠陥がある分割出願によりチェックしなければならない。規定に合致しないものについて、分割出願してはならない。出願人は再度分割出願をすると同時に、単一性の欠陥が指摘された審査官による審査意見通知書または分割通知書のコピーを提出しなければならない。上記規定に合致した審査意見通知書または分割通知書のコピーを提出しなかった場合は、例外として取り扱うとができない。上記規定を満たさないものに対して、審査官は補正通知書を発行し、出願人に補正するよう通知しなければならない。期間が経過しても補正されない場合、審査官は取下げとみなす通知書を発行する。出願人が補正した後も尚規定に合致しない場合、審査官は分割出願が未提出とみなす通知書を発行するし案件終了の処理を行う。</p>
<p>5.1.1 (4) 分割出願の出願人と発明者</p> <p>分割出願の出願人が原出願の出願人と同一でなければならない。同一でない場合は、出願人変更の証明材料を提出しなければならない。分割出願の発明者も原出願の発明者或いはその中の一部の発明者でなければならない。本規定を満たさないものに対して、審査官は補正通知書を発行して、出願人に補正するよう通知しなければならない。期間内に補正しなかった</p>	<p>5.1.1 (4) 分割出願の出願人と発明者</p> <p>分割出願の出願人が分割出願した際の原出願の出願人と同一でなければならない。同一でない場合は、出願人変更の証明材料を提出しなければならない。分割出願に対する再度分割出願の出願人が当該分割出願の出願人でなければならない。上記規定に合致しない場合、審査官は分割出願が未提出とみなす通知書を発行する。</p>

<p>場合、審査官は取下げとみなす通知書を発行しなければならない。</p>	<p><u>原出願の出願人が原出願の出願権（或は専利権）を譲渡しようとする場合、原出願の記載事項の変更手続きが完了後に分割出願する。分割出願の出願人が分割出願の出願権（専利権）を譲渡しようとする場合、分割出願と同時に又は分割出願の後に記載事項の変更手続きを行う。</u></p> <p>分割出願の発明者 もが原出願の発明者或いはその中の一部の発明者でなければならない。<u>分割出願に対する再度分割出願の出願人が当該分割出願の発明者或いはその中の一部の発明者でなければならない。</u>本規定に合致しないものに対して、審査官は補正通知書を発行して、出願人に補正するよう通知する。期限までに補正しなかった場合、審査官は取下げとみなす通知書を発行する。</p>
<p>第一部分第一章 6.7 記載事項の変更 6.7.2.2 専利出願権（又は専利権）の移転</p> <p>(2) 出願人(又は専利権者)は権利の譲渡又は贈与による権利の移転が発生したために変更請求を提出する場合、譲渡又は贈与契約を提出しなければならない。当該契約は機構が締結したものである場合、機構の公印又は契約専用印を押さなければならない。公民が締結した契約は、本人が署名又は捺印しなければならない。複数の出願人(又は専利権者)がいる場合、権利者全員が譲渡又は贈与を同意する旨の証明資料を提出しなければならない。</p>	<p>第一部分第一章 6.7 記載事項の変更 6.7.2.2 専利出願権（又は専利権）の移転</p> <p>(2) 出願人(又は専利権者)は権利の譲渡又は贈与による権利の移転が発生したために変更請求を提出する場合、<u>双方がサイン又は押印した譲渡又は贈与契約を提出しなければならない。審査官は必要に応じて双方の主体資格をチェックする。双方の主体資格をチェックする必要な場合として、例えば、当事者が出願権（又は専利権）の譲渡又は贈与に対して異存がある場合、当事者が出願権（又は専利権）の移転手続きで数回に提出した証明書類が互いに矛盾する場合、譲渡又は贈与協議における出願人又は専利権者のサイン又は押印が案件に記載のサイン又は押印と一致していない場合。</u>当該契約は機構が締結したものである場合、機構の公印又は契約専用印を押さなければならない。公民が締結した契約は、本人が署名又は捺印しなければならない。複数の出願人(又は専利権者)がいる場合、権利者全員が譲渡又は贈与を同意する旨の証明資料を提出しなければなら</p>

<p>第一部分第三章</p> <p>4.2 意匠の図面又は写真</p> <p>.....</p> <p>GUI を含む製品の意匠の場合、提出図面は GUI の位置を示した製品全体の意匠図面を含まなければならない。GUI が動態図案である場合、出願人は少なくとも一つの状態を示す製品全体の意匠図面を提出しなければならず、その他の状態については重要なポイントとなるコマの図面のみを提出してもよいが、提出する図面は動態図案における動く画像の変化する動作と一意に特定できなければならない。</p> <p>.....</p> <p>4.3 簡単な説明</p> <p>.....</p> <p>(7) GUI を含む製品の意匠特許出願の場合、必要に応じて GUI の用途、製品中の GUI の位置、ヒューマン・コンピュータ・インタラクションの方式及び変化状態などについて説明する。</p> <p>(上記は、2014 年 68 号局令における審査指南の改正内容である。)</p>	<p>ない。</p> <p>第一部分第三章</p> <p>4.2 意匠の図面又は写真</p> <p>.....</p> <p>GUI を含む製品の意匠の場合、提出図面は GUI の位置を示した製品全体の意匠図面を含まなければならない。GUI が動態図案である場合、出願人は少なくとも一つの状態を示す製品全体の意匠図面を提出する必要がある、その他の状態については重要なポイントとなるコマの図面のみを提出してもよいが、提出する図面は動作する図案における動く画像の変化する動作と一意に特定できなければならない。</p> <p>.....</p> <p>4.3 簡単な説明</p> <p>.....</p> <p>-(7) GUI を含む製品の意匠特許出願の場合、必要に応じて GUI の用途、製品中の GUI の位置、ヒューマン・コンピュータ・インタラクションの方式及び変化状態などについて説明する。</p> <p><u>4.4 GUI を含む製品の意匠</u></p> <p><u>GUI を含む製品の意匠は、製品の設計ポイントに GUI の設計が含まれる意匠を指す。</u></p> <p><u>4.4.1 製品名称</u></p> <p><u>GUI を含む製品の意匠名称に、GUI の主要な用途とそれを応用する製品を明記しなければならない。一般的には、「グラフィカルユーザインタフェース」というようなキーワードがなければならない。GUI が動態図案である場合、「動態」というようなキーワードがなければならない。例えば、</u></p>
--	--

	<p><u>「温度制御 GUI 付きの冷蔵庫」「携帯電話に用いる天気予報動態 GUI」。</u> <u>単なる「グラフィカルユーザインタフェース」を製品の名称としてはならない。例えば、「ソフトウェア GUI」「操作 GUI」。</u></p> <p>4.4.2 意匠の図面又は写真</p> <p><u>GUI を含む製品の意匠は、本部分第三章第 4.2 節の規定に合致しなければならない。設計ポイントが GUI のみにある場合、一枚の GUI に関わる面の正投影図を提出することができる。図面は、GUI が応用される製品の種類、GUI の設計及びそれが製品における寸法、位置、比例関係を明確に示さなければならない。</u></p> <p><u>GUI が動態図案である場合、出願人は少なくとも一つの状態を示す GUI に関わる面の正投影図を正面図として提出しなければならない、その他の状態については重要なポイントとなるコマの図面のみを提出してもよいが、提出する図面は動態図案における動く画像の変化する動作と一意に特定できなければならない。変化状態図を名付ける際に、動態変化の過程の順次により名付けなければならない。</u></p> <p><u>プロジェクション機器に関わる GUI の製品の意匠の場合、明確なプロジェクション機器の図面と GUI の図面を提出しなければならない。</u></p> <p>4.4.3 簡単な説明</p> <p><u>GUI を含む製品の意匠は、簡単な説明において GUI の用途を明確に説明しなければならない、またその用途が製品名称における用途に対応しなければならない。必要に応じて、製品における GUI の位置、ヒューマン・コンピュータ・インタラクションの方式及び変化状態などを説明する。</u></p>
<p>第二部分第四章 3.2.1.1 判断方法</p>	<p>第二部分第四章 3.2.1.1 判断方法</p>

保護を請求する発明が現有技術に比べて自明的であるかどうかを判断するには、通常は以下に挙げられる3つの手順に沿って行って良いとする。

(1) 最も近似した現有技術を確定する

……

(2) 発明の区別される特徴及び発明で実際に解決する技術的問題を確定する

審査において、発明で実際に解決する技術的問題を客観的に分析し、確定しなければならない。そのため、まずは保護を請求する発明が最も近似した現有技術に比べて、どんな区別される特徴があるかを分析し、それからこの区別される特徴で達成できる技術的效果に基づき、発明で実際に解決する技術的問題を確定しなければならない。この意味で言えば、発明で実際に解決する技術的問題とは、より良好な技術的效果を得るために最も近似した現有技術に対し改善する必要がある技術的任務を言う。

……

改めて確定した技術的問題は、おそらく各発明の具体的な状況により定める必要がある。その分野の技術者が当該出願の説明書の記載内容からその技術的效果を知り得るものなら、原則としては、発明の如何なる技術的效果でも改めて確定した技術的問題の基礎となることができる。

(3) 保護を請求する発明がその分野の技術者にとって自明的であるかどうかを判断する

……

保護を請求する発明が現有技術に比べて自明的であるかどうかを判断するには、通常は以下に挙げられる3つの手順に沿って行って良いとする。

(1) 最も近似した現有技術を確定する

……

(2) 発明の区別される特徴及び発明で実際に解決する技術的問題を確定する

審査において、発明で実際に解決する技術的問題を客観的に分析し、確定しなければならない。そのため、まずは保護を請求する発明が最も近似した現有技術に比べて、どんな区別される特徴があるかを分析し、それからこの区別される特徴で保護を請求する発明において達成できる技術的效果に基づき、発明で実際に解決する技術的問題を確定しなければならない。この意味で言えば、発明で実際に解決する技術的問題とは、より良好な技術的效果を得るために最も近似した現有技術に対し改善する必要がある技術的任務を言う。

……

改めて確定した技術的問題は、おそらく各発明の具体的な状況により定める必要がある。その分野の技術者が当該出願の説明書の記載内容からその技術的效果を知り得るものなら、原則としては、発明の如何なる技術的效果でも改めて確定した技術的問題の基礎となることができる。機能上で互いにサポートし、相互作用関係が存在する技術的特徴について、上記技術的特徴及びそれらの間の関係が保護を請求する発明において達成できる技術的效果を全体的に考慮しなければならない。

(3) 保護を請求する発明がその分野の技術者にとって自明的であるかどうかを判断する

<p>.....</p> <p>第二部分第四章</p> <p>6.4 保護を請求する発明に対する審査</p> <p>発明に創造性を具備するかは、保護を請求する発明を対象としているものである。そのため、発明の創造性に対する評価は、請求項により限定された技術方案に対して行わなければならない。発明において、現有技術に貢献している技術的特徴は、例えば、発明に予測できない技術的效果を挙げさせる技術的特徴、又は発明で技術偏見を克服したことを示す技術的特徴は、請求項に記載しなければならない。そうでなければ、説明書に記載があったとしても、発明の創造性の評価時には考慮しないものとする。なお、創造性の判断は請求項により限定された技術方案全体に対し評価を行わなければならない。つまり、ある技術的特徴に創造性を具備するかを評価せず、技術方案に創造性を具備するかどうかを評価する。</p>	<p>.....</p> <p>第二部分第四章</p> <p>6.4 保護を請求する発明に対する審査</p> <p>発明に創造性を具備するかは、保護を請求する発明を対象としているものである。そのため、発明の創造性に対する評価は、請求項により限定された技術方案に対して行わなければならない。発明において、現有技術に貢献している技術的特徴は、例えば、発明に予測できない技術的效果を挙げさせる技術的特徴、又は発明で技術偏見を克服したことを示す技術的特徴は、請求項に記載しなければならない。そうでなければ、説明書に記載があったとしても、発明の創造性の評価時には考慮しないものとする。なお、創造性の判断は請求項により限定された技術方案全体に対し評価を行わなければならない。つまり、ある技術的特徴に創造性を具備するかを評価せず、技術方案に創造性を具備するかどうかを評価する。 <u>但し、技術的問題の解決に貢献しない請求項に記載の技術的特徴は、請求項により限定された技術方案が創造性が具備するかどうかを評価することに影響を与えない。例えば、カメラに関わる発明において、当該発明の実質はカメラのシャッターの改善にあり、その技術的問題の解決がシャッターの構成又は露出時間の制御による。たとえ、出願人がレンズ、ファインダー等のカメラのその他の固有部材を請求項に記載したとしても、これらの技術的特徴はカメラのシャッター改善という技術的問題の解決に関係ないため、技術的問題の解決に貢献しない技術的特徴に属する。</u></p>
<p>第二部分第八章</p> <p>4.2 出願書類の読解及び発明への理解</p> <p>実体審査を始めると、審査官はまず出願書類をよく閲読し、発明を的確</p>	<p>第二部分第八章</p> <p>4.2 出願書類の読解及び発明への理解</p> <p>実体審査を始めると、審査官はまず出願書類をよく閲読し、<u>また背景技</u></p>

<p>に理解することに努めなければならない。重点としては、発明によって解決される技術的課題を把握すること、記されている技術的課題を解決するための技術方案を理解すること、そして当該技術方案の必要な技術的特徴のすべて、特に背景技術と区別されるような特徴を明確にすること、また、当該技術方案がもたらす技術的効果を把握することなどがあげられる。さらなる審査の利便性向上のため、閲読時及び発明を理解しようとする時に、審査官は必要に応じて記録を取ってもよいとする。</p>	<p><u>術の全体的な状況を十分に了解し</u>、発明を的確に理解することに努めなければならない。重点としては、発明によって解決される技術的課題を把握すること、記されている技術的課題を解決するための技術方案<u>及びその技術方案がもたらす技術的効果</u>を理解すること、そして当該技術方案の必要な技術的特徴のすべて、特に背景技術と区別されるような特徴を明確にし、<u>更に当該発明が背景技術に対する改善点、を明確にするまた、当該技術方案がもたらす技術的効果を把握すること</u>などがあげられる。さらなる審査の利便性向上のため、閲読時及び発明を理解しようとする時に、審査官は必要に応じて記録を取ってもよいとする。</p>
<p>4. 10. 2. 2 審査意見通知書の正文</p> <p>出願の具体的な状況及び検索の結果に応じて、通知書の正文は以下のような方式に従って作成してもよいとする。</p> <p>……</p> <p>(4) 新規性又は創造性を具備しないため専利権が付与される見通しのない出願の場合は、審査官は通知書の正文において、請求項ごとに新規性又は創造性への反対意見を提示しなければならないが、まずは独立請求項についてコメントし、それから従属請求項について個々にコメントする。ただし、請求項が多数ある、或いは反対意見の理由が同一なものである場合には、従属請求項をグループに分けてからコメントしてもよいとする。最後に、説明書にも専利権を取得し得る実質的な内容がないことを指摘しなければならない。</p> <p>……</p> <p>審査官が審査意見通知書において引用した当分野の公知常識は、確実なものでなければならない。出願人が審査官の引用した公知常識について異</p>	<p>4. 10. 2. 2 審査意見通知書の正文</p> <p>出願の具体的な状況及び検索の結果に応じて、通知書の正文は以下のような方式に従って作成してもよいとする。</p> <p>……</p> <p>(4) 新規性又は創造性を具備しないため専利権が付与される見通しのない出願の場合は、審査官は通知書の正文において、請求項ごとに新規性又は創造性への反対意見を提示しなければならないが、まずは独立請求項についてコメントし、それから従属請求項について個々にコメントする。ただし、請求項が多数ある、或いは反対意見の理由が同一なものである場合には、従属請求項をグループに分けてからコメントしてもよいとする。最後に、説明書にも専利権を取得し得る実質的な内容がないことを指摘しなければならない。</p> <p>……</p> <p>審査官が審査意見通知書において引用した当分野の公知常識は、確実なものでなければならない。出願人が審査官の引用した公知常識について異</p>

<p>議を申し立てた場合には、審査官は理由を説明するか、或いは相応の証拠を提供して証明しなければならない。</p>	<p>議を申し立てた場合には、審査官は<u>相応の証拠を提供して証明理由を説明</u>するか、或いは<u>理由を説明相応の証拠を提供して証明</u>しなければならない。<u>審査意見通知書において、審査官は請求項における技術的問題の解決に貢献する技術的特徴を公知常識に認定する場合、通常、証拠を提供して証明しなければならない。</u></p>
<p>第二部分第七章 2. 審査用検索資料 2.1 検索用專利文献</p> <p>発明專利出願の実体検査プロセスにおける検索は主に、検索用專利文献の中で行われる。検索用專利文献は主に、電子ファイル形式（機械検索データベースとディスク）の多国專利文献、紙形式の国際專利分類により配列される審査用検索書類及び通し番号により配列される各国の專利文献、マイクロフィルム形式の各国の專利文献を含む。</p> <p>專利局における電子ファイル形式の專利文献は主に、中国発明專利出願公開説明書、中国発明登録説明書、中国実用新案説明書、ヨーロッパ專利出願公開説明書、特許協力条約の国際專利出願公開説明書、米国專利説明書、日本專利出願公開説明書と日本実用新案説明書及び多国專利分類要約などを含む。專利局における紙形式の專利文献は主に、中国発明專利出願公開説明書、中国発明專利説明書、中国実用新案專利説明書、米国專利説明書、ヨーロッパ專利出願公開説明書、特許協力条約の国際專利出願公開説明書及び多国專利分類要約などを含む。</p>	<p>第二部分第七章 2. 審査用検索資料 2.1 検索用專利文献資源</p> <p><u>発明專利出願の実体検査プロセスにおける検索は主に、検索用專利文献の中で行われる。検索用專利文献は主に、電子ファイル形式（機械検索データベースとディスク）の多国專利文献、紙形式の国際專利分類により配列される審査用検索書類及び通し番号により配列される各国の專利文献、マイクロフィルム形式の各国の專利文献を含む。</u></p> <p><u>專利局における電子ファイル形式の專利文献は主に、中国発明專利出願公開説明書、中国発明登録説明書、中国実用新案説明書、ヨーロッパ專利出願公開説明書、特許協力条約の国際專利出願公開説明書、米国專利説明書、日本專利出願公開説明書と日本実用新案説明書及び多国專利分類要約などを含む。專利局における紙形式の專利文献は主に、中国発明專利出願公開説明書、中国発明專利説明書、中国実用新案專利説明書、米国專利説明書、ヨーロッパ專利出願公開説明書、特許協力条約の国際專利出願公開説明書及び多国專利分類要約などを含む。</u></p> <p><u>発明專利出願の実体審査において專利文献を検索しなければならない。その内、中国語專利文献と外国語專利文献を含む。</u></p> <p><u>專利検索とサービスシステム（Sシステムと略称する）における審査官</u></p>

<p>2.2 検索用非専利文献</p> <p>審査官は専利文献の中で検索を行うほか、検索用非専利文献も調査しなければならない。検索用非専利文献は主に、電子ファイル形式又は紙形式での国内外の科学技術関連の書籍、刊行物、索引ツール及びマニュアルなどを含む。</p>	<p><u>の検索に使用する専利文献データベースは主に、中国専利文摘データベース (CNABS)、世界専利文摘データベース (SIPOABS)、徳温特世界専利索引データベース (DWPI)、外国語データベース (VEN)、中国専利全文本文コード化データベース (CNTXT)、及び国際専利全文本文コード化データベース (WOTXT) 等を含む。</u></p> <p>2.2 検索用非専利文献資源</p> <p>審査官は専利文献の中で検索を行うほか、検索用非専利文献も査読しなければならない。<u>Sシステム及びインターネットから取得した検索用非専利文献は主に、電子ファイル形式又は紙形式での</u>国内外の科学技術関連の書籍、刊行物、<u>学位論文、標準/協議、</u>索引ツール及びマニュアルなどを含む。</p>
<p>5.3 検索の技術分野の確定</p> <p>通常、審査官は出願の主題の属する技術分野において検索し、必要な際は、機能の類似する技術分野まで検索を拡大するものとする。属する技術分野は権利要求書において限定された内容、特に、明確に指摘されて、特定の機能や用途及び相応した具体的な実施例に基づき確定するものである。審査官が確定した、発明情報を表示する分類番号は、出願の主題の属する技術分野になる。機能の類似する技術分野は、出願書類に示された出願の主題として備えなければならない本質的な機能又は用途に基づき確定するものであり、単に出願の主題の名称、又は出願書類に明記された特定の機能により確定するものではない。例えば、ミックスことが、両者の備えなければならない機能であるから、お茶のミキサーとコンクリートミキサーは機能の類似する技術に該当する。同様に、レンガ切り機とビスケット切り機も機能の類似する技術である。また、例えば、ある出願の独立</p>	<p>5.3 検索の技術分野の確定</p> <p>通常、審査官は出願の主題の属する技術分野において検索し、必要な際は、機能の類似<u>又は応用の類似</u>する技術分野まで検索を拡大するものとする。属する技術分野は権利要求書において限定された内容、特に、明確に指摘されて、特定の機能や用途及び相応した具体的な実施例に基づき確定するものである。審査官が確定した、発明情報を表示する分類番号は、出願の主題の属する技術分野になる。機能の類似<u>又は応用の類似</u>する技術分野は、出願書類に示された出願の主題として備えなければならない本質的な機能又は用途に基づき確定するものであり、単に出願の主題の名称、又は出願書類に明記された特定の機能<u>又は特定の応用</u>により確定するものではない。例えば、ミックスことが、両者の備えなければならない機能であるから、お茶のミキサーとコンクリートミキサーは機能の類似する技術に該当する。同様に、レンガ切り機とビスケット切り機も機能の類似する</p>

<p>請求項で一種の構造的特徴を有するケーブルクリップを限定している場合に、もしケーブルクリップの属する技術分野において関連文献が検索できなければ、検索範囲をパイプクリップ及びその他の類似するクリップの技術分野まで拡大しなければならない。これらのクリップはケーブルクリップと類似する本質的な機能を持っているため、出願された独立請求項に限定された構造的特徴を持つ可能性がある。つまり、拡大した検索に当たって、出願の主題の全特徴又は何らかの特徴と関わる内容を含む可能性のある文献は、全て検索しなければならない。</p>	<p>技術である。また、例えば、ある出願の独立請求項で一種の構造的特徴を有するケーブルクリップを限定している場合に、もしケーブルクリップの属する技術分野において関連文献が検索できなければ、検索範囲をパイプクリップ及びその他の類似するクリップの技術分野まで拡大しなければならない。これらのクリップはケーブルクリップと類似する本質的な機能を持っているため、出願された独立請求項に限定された構造的特徴を持つ可能性がある。つまり、拡大した検索に当たって、出願の主題の全特徴又は何らかの特徴と関わる内容を含む可能性のある文献は、全て検索しなければならない。</p>
<p>5.4.2 検索要素の確定</p> <p>.....</p> <p>基本的な検索要素を確定した後、検索対象技術分野の特徴に合わせて、これらの基本的な検索要素における各要素が、コンピューター検索システムの中の表現方式を確定しなければならない。例えば、キーワード、分類番号、化学構造式など。完全な検索のため、通常はキーワード、分類番号など、なるべく複数種の方式を利用して、これらの検索要素を表現する必要があり、表現方式別に検索された結果を併合した上で、当該検索要素の検索結果とする。</p> <p>キーワードを選ぶ時に、通常は対応した検索要素の各種同義又は類義上の表現方式を考慮に入れる必要がある。そして、必要な際に、関係する上位概念、下位概念及びその他の関係概念と各種の同義又は類義上の表現方式を考慮しなければならない。</p> <p>.....</p>	<p>5.4.2 検索要素の確定</p> <p>.....</p> <p>基本的な検索要素を確定した後、検索対象技術分野の特徴に合わせて、これらの基本的な検索要素における各要素が、コンピューター検索システムの中の表現方式を確定しなければならない。例えば、キーワード、分類番号、化学構造式など。完全な検索のため、通常はキーワード、分類番号など、なるべく複数種の方式を利用して、これらの検索要素を表現する必要があり、表現方式別に検索された結果を併合した上で、当該検索要素の検索結果とする。</p> <p>キーワードを選ぶ時に、通常は対応した検索要素の各種同義又は類義上の表現方式を考慮に入れる必要がある。そして、必要な際に、関係する上位概念、下位概念及びその他の関係概念と各種の同義又は類義上の表現方式を考慮しなければならない。</p> <p>.....</p>
<p>6. 発明専利出願についての検索</p>	<p>6. 発明専利出願についての検索</p>

6.2 検索の順番

6.2.1 所属技術分野における検索

所属技術分野は出願の主題が位置する主要な技術分野である。これらの分野で検索すると、密接に関係する対比文献を見つける可能性が最も高い。そのため、審査官はまずこのような分野の検索用專利文献の中で全面検索を行わなければならない。例えば、発明情報を示す分類番号は×××7/1・・・(7/12優先)の場合、まずは7/16を検索し、それから7/12を検索する。その後はさらに、7/16と7/12の下における出願の主題を明らかに排除していないものに属する各サブグループを検索する必要がある。最後に、出願の主題を含む1ランク上のサブグループからメイングループまでを検索する。発明情報を示す分類番号は1つ以上ある場合に、同じ方法により、その他の分類番号の技術分野の検査用專利文献の中で検索しなければならない。

出願に関するその他の検索すべき主題は、その所属する及び関連する技術分野において類似した方法により検索を行うものとする。

6.2.2 機能類似の技術分野における検索

審査官は本章第6.2.1節に記載された検索結果に基づき、機能の類似する技術分野まで検索を拡大する必要について考慮しなければならない。必要があるものならば、機能の類似する技術分野において、本章第6.2.1節に記載された方法に基づき、検索を行わなければならない。

6.2.3 改めて技術分野を確定した後の再検索

本章第6.2.1節及び第6.2.2節における検索を介しても、対比文献が見つからない場合には、当初確定した技術分野が正しくないという可能性がある。そこで、審査官は技術分野を改めて確定し、当該技術分野に検索を

6.2 検索過程

本章第8節に規定の検索中止の条件に合致するまでに、審査官は出願の特徴により、初歩的検索、一般検索及び拡大検索の手順で検索を行い、検索結果を閲覧し、また新規性と創造性を判断する。

6.2.1 初歩的検索

審査官は出願人、発明者、優先権等の情報を利用して出願の同族出願、親願/分割出願、出願人又は発明者が提出した本出願の主題と同一又は近似する技術分野に属するその他の出願を検索しなければならない。また、出願主題の新規性、創造性に影響できる引用文献を速く見つけるために、セマンティック検索を利用することもできる。

6.2.2 一般検索

一般検索は、出願の主題が所属する技術分野における検索を指す。所属する技術分野は出願の主題の主な技術分野である。これらの分野で検索すると、関連性が緊密である引用文献を見つける可能性が最も高いため、審査官は先ずこれらの分野で專利文献を検索しなければならない。

出願のその他の検索すべき主題について、それが所属する技術分野及び関連する技術分野において類似する方法で検索しなければならない。

本節の検索により、確定した技術分野が不正確であるとわかった場合、審査官は改めて技術分野を確定し、当該技術分野において検索を行わなければならない。

6.2.3 拡大検索

拡大検索は機能又は応用が類似している技術分野における検索である。

例えば、ある出願の独立請求項でシリコン系油圧オイルを使用した油圧

行わなければならない。本章第 6.2.1 節、第 6.2.2 節及び第 6.2.3 節の検索において、検索の時間順、即ち調べる検索資料の開示時期の順位は一般的に、出願日を基準にした近い日から遠い日へと並べる。

6.2.4 その他の資料の検索

必要に応じて、審査官は検索用非專利文献（本章第 2.2 節を参照する）において検索を行わなければならない。

また審査官は、前述第 6.2.1 節及び第 6.2.3 節において検索して得た対比文献の引証書類を調べたり、検索して得た專利出願の公開説明書又は專利説明書に「引証される参考資料」欄に挙げられる関係書類を調べて良いとする。

6.3 具体的なステップ

6.3.1 機械検索方式

コンピューターによる検索の時に、なるべく完全に検索を行うため、各検索要素に対して審査官は、キーワード、分類番号、化学構造式など、なるべく多くの角度から表現すべきである。例えば、A と B の 2 つの基本的な検索要素を含むある請求項について、基本的な検索構想は以下のように表示して良い。

検索要素 A に関わる分類番号とキーワードの 2 種類の検索結果を論理和で併合して、検索要素 A に対する検索結果とする。検索要素 B に関わる分類番号とキーワードの 2 種類の検索結果を論理和で併合して、検索要素 B に対する検索結果とする。それから、前述の検索要素 A、B に対する検索結果を論理積で併合して、当該請求項に対する検索結果とする。

実際の検索の過程において、審査官は出願の具体的な状況に基づき、異なる組合せ方式を採用し、検索を行って良い。例えば、

プリンタが限定された。運動部材の腐食問題を解決するために、当該発明がシリコン系油圧オイルを使用した。油圧プリンタが属する技術分野で引用文献を抽出できない場合、機能の類似する技術分野、例えば運動部材に腐食問題が存在する一般の油圧システムが属する分野、或いは応用の類似する分野、例えば油圧システムの特定な応用技術分野で拡大検索を行わなければならない。

6.3 検索戦略

検索戦略の作成は、一般的に、検索システム又はデータベースの選択、基本検索要素の表記、検索式の作成及び検索戦略の調整を含む。

検索において、更に関連性が高い文献を抽出するために、審査官は関連文献により、引用文献、被引用文献、発明者、出願人に対する追跡検索を随時に行うことができる。

6.3.1 検索システム又はデータベース

検索システム/データベースを選択する際に、一般的に、審査官は下記要素を考慮しなければならない。

(1) 出願の主題が属する技術分野。

(2) 検索予定書類の国別と年度。

(3) 検索に使用する予定の検索ワード及び検索システム/データベースが提供できる機能。

(4) 出願人、発明者の特徴。

6.3.2 基本検索要素の表記

基本検索要素の表記形式は主に、分類番号、キーワード等を含む。一般的に、出願主題を表す基本検索要素について、優先的に分類番号で表記すべきである。

(1) 要素 A に関わる分類番号と要素 B に関わるキーワードという 2 種類の検索結果を論理的な「及び」という関係で併合する。

(2) 要素 A に関わる分類番号と要素 B に関わる分類番号という 2 種類の検索結果を論理的な「及び」という関係で併合する。

(3) 要素 A に関わるキーワードと要素 B に関わるキーワードという 2 種類の検索結果を論理的な「及び」という関係で併合する。

(4) 要素 A に関わるキーワードと要素 B に関わる分類番号という 2 種類の検索結果を論理的な「及び」という関係で併合する。

(5) 要素 A に関わる分類番号と要素 A に関わるキーワードという 2 種類の検索結果を論理的な「又は」という関係で併合し、その結果を要素 B に関わるキーワード又は分類番号の結果と論理的な「及び」という関係で併合する。

ある種の方式で検索しても、比較的に関わっている対比文献が見つからない場合に、採用された方式に漏れる可能性のある文献を考慮すべきである。例えば方式 (1) において、漏れる可能性のある文献は少なくとも A、B のいずれに関わるキーワードを含むが、A の分類番号の下に配られていない文献、分類番号が少なくとも A、B の分類番号のいずれか 1 つと同一であるが、B に関わるキーワードを含まない文献。漏れる可能性のある文献について、検索方法を調整し、対象を絞った検索を行わなければならない。検索要素 A、B の組合せに対して、当該技術方案の新規性又は創造性を評価できる単独した文献が見つからない場合、通常は、それぞれ単独検索要素 A 又は B に対して検索した結果を考慮すべきである。技術方案に複数の基本的な検索要素を含む場合、例えば、基本的な検索要素 A、B と

分類番号で表記する際に、出願主題の特徴と分類体系の特徴により適切な分類体系を選択する。ある分類体系を選択した後、まずは、最も精確で、最も下位的な分類番号で検索するが、関連性が非常に高い複数の分類番号が存在する場合、併せて検索することもできる。

キーワードで表記する際に、まずは、最も基本的で、最も精確なキーワードで表記する。そして、形式、意味、及び視点の三つの段階からキーワードの表現を次第に整備する。形式上において、キーワードの各種の表現方を十分に考慮しなければならない。例えば、英語の異なる品詞性、単数形又は複数形、よく見られるタイプミス等。意味上において、キーワードの同義語、類義語、反義語、上下位概念等を十分に考慮しなけり馬ならない。視点上において、明細書に記載の解決しようとする技術的問題、技術的効果等を十分に考慮しなければならない。

6.3.3 検索式の作成

審査官は、同一の基本検索要素の異なる表現方式をブロックに構成することができる。そして、出願主題の特徴と検索状況を合わせ、理論演算子でブロックを組合わせて検索式を作成する。ブロックの組合わせ方は、全要素組み合わせ検索、部分的要素組合せ検索及び単一要素検索を含む。

6.3.4 検索戦略の調整

一般的に、審査官は、検索結果及び新規性と創造性に対する予定評価方向により検索戦略を調整しなければならない。

(1) 基本検索要素の選択の調整

審査官は把握した従来技術と発明に対する更なる理解に基づき、基本検索要素を変更、追加或いは削除をする。

(2) 検索システム/データベースの調整

Cについて、当該技術方案の新規性又は創造性を評価できる単独した文献が見つからない場合には、通常は基本的な検索要素の組合せを考慮すべきである。例えば、A+B、A+CとB+Cの組合せを考慮する。必要な際は、単独検索要素A、BとCを考える必要がある。

また、コンピューターによる検索中に、さらに関わる文献を見つけ出すよう、審査官は関連文献に基づき、随時に対比文献、引用された文献、考案者、出願者を対象とした追跡検索を行うことができる。

6.3.2 マニュアル検索方式

マニュアル方式で検索を行う時、審査官は以下に挙げられる手順に沿って専利文献を調べて良いとする。

手順1、検索対象技術分野の審査用検索書類における専利文献の標題紙にある要約書、添付図面及び権利要求書の独立請求項の内容、日本、ロシア（旧ソ連を含む）、ドイツ（旧ドイツ連邦共和国を含む）、イギリス、フランス、スイス等国の専利分類ダイジェスト、国内外の創行物の論文分類テーマ目録などに素早く目を通し、出願の主題に関わる可能性があるものとして初期的に判断した書類を抽出する。検索の対象出願に、具体的な構造を示す添付図面を有する場合に、審査官は出願の添付図面を審査用検索書類における書類の添付図面と逐一に照合しながら、添付図面で示された構造的特徴が出願の中の構造と同一又は類似した書類を抽出して良いとする。

手順2、手順1で抽出した書類の要約書、添付図面、請求項及び関連するダイジェストとテーマ目録の対応した書類を細心に閲読し、出願と関連している対比文献を選び出す。

手順3、手順2で選び出された書類の説明書の部分を細心に閲読し、分

審査官はある検索システム/データベースで引用文献を取得しなかった場合、使用できる検索ワードと機能、及び予測できた引用文献の特徴に基づき、改めて検索システム/データベースを選択しなければならない。

(3) 基本検索要素の表記の調整

審査官は検索結果により随時に基本検索要素の表記を調整しなければならない。例えば、分類番号の表記を調整する際に、まずは最も精確な下位組を使用し、そして、次第に上位組、大組、或いは小分類まで調整する。また、検索結果或いは分類表内部又はその間の関連性により新たに適切な分類番号を見つけることもできる。キーワードの表現を調整する際に、まずは最も基本的で最も精確なキーワードを使用し、そして、形式、意味、及び視点の三つの段階から表現を次第に整備する。

~~6.2 検索の順番~~

~~6.2.1 所属技術分野における検索~~

~~所属技術分野は出願の主題が位置する主要な技術分野である。これらの分野で検索すると、密接に関係する対比文献を見つける可能性が最も高い。そのため、審査官はまずこのような分野の検索用専利文献の中で全面検索を行わなければならない。例えば、発明情報を示す分類番号は×××7/1・・・(7/12優先)の場合、まずは7/16を検索し、それから7/12を検索する。その後はさらに、7/16と7/12の下における出願の主題を明らかに排除していないものに属する各サブグループを検索する必要がある。最後に、出願の主題を含む1ランク上のサブグループからメイングループまでを検索する。発明情報を示す分類番号は1つ以上ある場合に、同じ方法により、その他の分類番号の技術分野の検査用専利文献の中で検索しなければならない。~~

析・研究した上で、最後に、検索報告と審査意見通知書の正文で引用される対比文献を確定する。

~~出願に関するその他の検索すべき主題は、その所属する及び関連する技術分野において類似した方法により検索を行うものとする。—~~

~~6.2.2 機能類似の技術分野における検索~~

~~審査官は本章第 6.2.1 節に記載された検索結果に基づき、機能の類似する技術分野まで検索を拡大する必要について考慮しなければならない。必要があるものならば、機能の類似する技術分野において、本章第 6.2.1 節に記載された方法に基づき、検索を行わなければならない。—~~

~~6.2.3 改めて技術分野を確定した後の再検索~~

~~本章第 6.2.1 節及び第 6.2.2 節における検索を介しても、対比文献を見つからない場合には、当初確定した技術分野が正しくないという可能性がある。そこで、審査官は技術分野を改めて確定し、当該技術分野に検索を行わなければならない。— 本章第 6.2.1 節、第 6.2.2 節及び第 6.2.3 節の検索において、検索の時間順、即ち調べる検索資料の開示時期の順位は一般的に、出願目を基準にした近い目から遠い目へと並べる。—~~

~~6.2.4 その他の資料の検索~~

~~必要に応じて、審査官は検索用非專利文献（本章第 2.2 節を参照する）において検索を行わなければならない。—~~

~~また審査官は、前述第 6.2.1 節及び第 6.2.3 節において検索して得た対比文献の引証書類を調べたり、検索して得た專利出願の公開説明書又は專利説明書に「引証される参考資料」欄に挙げられる関係書類を調べて良いとする。—~~

~~6.3 具体的なステップ~~

~~6.3.1 機械検索方式~~

~~コンピューターによる検索の時に、なるべく完全に検索を行うため、各~~

	<p>検索要素に対して審査官は、キーワード、分類番号、化学構造式など、なるべく多くの角度から表現すべきである。例えば、AとBの2つの基本的な検索要素を含むある請求項について、基本的な検索構想は以下のように表示して良い。</p> <p>検索要素Aに関わる分類番号とキーワードの2種類の検索結果を論理和で併合して、検索要素Aに対する検索結果とする。検索要素Bに関わる分類番号とキーワードの2種類の検索結果を論理和で併合して、検索要素Bに対する検索結果とする。それから、前述の検索要素A、Bに対する検索結果を論理積で併合して、当該請求項に対する検索結果とする。</p> <p>実際の検索の過程において、審査官は出願の具体的な状況に基づき、異なる組合せ方式を採用し、検索を行って良い。例えば、</p> <ul style="list-style-type: none">—(1) 要素Aに関わる分類番号と要素Bに関わるキーワードという2種類の検索結果を論理的な「及び」という関係で併合する。——(2) 要素Aに関わる分類番号と要素Bに関わる分類番号という2種類の検索結果を論理的な「及び」という関係で併合する。——(3) 要素Aに関わるキーワードと要素Bに関わるキーワードという2種類の検索結果を論理的な「及び」という関係で併合する。——(4) 要素Aに関わるキーワードと要素Bに関わる分類番号という2種類の検索結果を論理的な「及び」という関係で併合する。——(5) 要素Aに関わる分類番号と要素Aに関わるキーワードという2種類の検索結果を論理的な「又は」という関係で併合し、その結果を要素Bに関わるキーワード又は分類番号の結果と論理的な「及び」という関係で併合する。—
--	---

ある種の方式で検索しても、比較的に関わっている対比文献が見つからない場合に、採用された方式に漏れる可能性のある文献を考慮すべきである。例えば方式(1)において、漏れる可能性のある文献は少なくともA、Bのいずれに関わるキーワードを含むが、Aの分類番号の下に配られていない文献、分類番号が少なくともA、Bの分類番号のいずれか1つと同一であるが、Bに関わるキーワードを含まない文献。漏れる可能性のある文献について、検索方法を調整し、対象を絞った検索を行わなければならない。検索要素A、Bの組合せに対して、当該技術方案の新規性又は創造性を評価できる単独した文献が見つからない場合、通常は、それぞれ単独検索要素A又はBに対して検索した結果を考慮すべきである。技術方案に複数の基本的な検索要素を含む場合、例えば、基本的な検索要素A、BとCについて、当該技術方案の新規性又は創造性を評価できる単独した文献が見つからない場合には、通常は基本的な検索要素の組合せを考慮すべきである。例えば、A+B、A+CとB+Cの組合せを考慮する。必要な際は、単独検索要素A、BとCを考える必要がある。

また、コンピューターによる検索中に、さらに関わる文献を見つけ出そう、審査官は関連文献に基づき、随時に対比文献、引用された文献、考案者、出願者を対象とした追跡検索を行うことができる。

6.3.2 マニュアル検索方式

マニュアル方式で検索を行う時、審査官は以下に挙げられる手順に沿って專利文献を調べて良いとする。

手順1、検索対象技術分野の審査用検索書類における專利文献の標題紙にある要約書、添付図面及び権利要求書の独立請求項の内容、日本、ロシア(旧ソ連を含む)、ドイツ(旧ドイツ連邦共和国を含む)、イギリス、

	<p>フランス、スイス等国の専利分類ダイジェスト、国内外の創行物の論文分類テーマ目録などに素早く目を通し、出願の主題に関わる可能性があるものとして初期的に判断した書類を抽出する。検索の対象出願に、具体的な構造を示す添付図面を有する場合に、審査官は出願の添付図面を審査用検索書類における書類の添付図面と逐一に照合しながら、添付図面で示された構造的特徴が出願の中の構造と同一又は類似した書類を抽出して良いとする。</p> <p>手順2、手順1で抽出した書類の要約書、添付図面、請求項及び関連するダイジェストとテーマ目録の対応した書類を細心に閲読し、出願と関連している対比文献を選び出す。</p> <p>手順3、手順2で選び出された書類の説明書の部分を細心に閲読し、分析・研究した上で、最後に、検索報告と審査意見通知書の正文で引用される対比文献を確定する。</p>
<p>8. 検索の中止 8.1 検索の限度 ……考慮の原則は検索に費やす時間、手間、コストが予期される結果と相応しいものでなければならないということである。</p>	<p>8. 検索の中止 8.1 检索的限度 ……考慮の原則は検索に費やす時間、手間、コストが予期される結果と相応しいものでなければならないということである。</p> <p><u>この原則により、審査官は引用文献を取得できなかったため、検索を中止しようとする場合、少なくとも最低限度のデータベースで検索を行ったことはなければならない。一般的に、最低限度のデータベースは、CNABS、VEN、CNTXT、英文全文データベース及び中国刊行物全文データベースを含まなければならない。特定分野の出願について、更に当該分野の専用データベース（例えば、化学構造データベース）を含まなければならない。必要に応じて、技術分野の特徴により英文全文データベースの範囲を調整、</u></p>

<p>第二部分第七章</p> <p>10. 検索の必要がない場合</p> <p>.....</p> <p>(4) 説明書と権利要求書では当該出願の主題について明確、完全な説明を行っていないため、属する技術分野の技術者が実現できない。</p>	<p><u>或いはその他の非專利文献データベースを追加することができる。</u></p> <p>第二部分第七章</p> <p>10. 検索の必要がない場合</p> <p>.....</p> <p>(4) 説明書と権利要求書では当該出願の主題について明確、完全な説明を行っていないため、属する技術分野の技術者が実現できない。</p> <p><u>注意事項として、審査官は、当該分野の技術者の立場から出願の全ての主題が上記場合に該当するか否かについて判断するために、必要に応じて適切な方式で関連背景技術を理解しなければならない。</u></p>
<p>12. 検索レポート</p> <p>検索レポートは検索結果の記載のために、特に関連する現有技術となる書類を記載するために利用されるものである。検索レポートは専利局に規定された表を採用する。審査官は検索レポートに検索の分野、データベース及び使われる基本的な検索要素とその表現方式（例えばキーワードなど）、検索して得られた対比文献及び対比文献と出願主題と関わる度合いを明確に記載するものとし、検索レポートの表の要求に従って、ほかの各項目を完全に記入しなければならない。</p>	<p>12. 検索レポート</p> <p>検索レポートは検索結果の記載のために、特に関連する現有技術となる書類、<u>及び検索過程に関連する検索記録情報</u>を記載するために利用されるものである。検索レポートは専利局に規定された表を採用する。審査官は検索レポートに<u>関連性が最も高い従来技術を検索できた主な検索式、即ち、検索データベース及び当該データベースで執行した検索式（基本検索要素表現と理論演算子を含む）を明確に記載し検索の分野、データベース及び使われる基本的な検索要素とその表現方式（例えばキーワードなど）、</u>検索して得られた対比文献及び対比文献と出願主題と関連度を<u>精確に明確に</u>記載するものとし、検索レポートの表の要求に従って、ほかの各項目を完全に記入しなければならない。</p>
<p>第二部分第八章</p> <p>4. 11. 1 出願に対する継続審査後の審査処理</p> <p>審査官が出願の審査を継続した後、状況によっては、出願に対して以下のような異なる処理を行ってよいとする。</p>	<p>第二部分第八章</p> <p>4. 11. 1 出願に対する継続審査後の審査処理</p> <p>審査官が出願の審査を継続した後、状況によっては、出願に対して以下のような異なる処理を行ってよいとする。</p>

<p>(1) 出願人が審査官からの意見に基づき、出願に補正を行ったことで、却下につながる恐れのある欠陥が解消され、補正された出願には専利権が付与される可能性が現れた場合、出願に欠陥が依然存在しているなら、審査官はこれらの欠陥の解消を再度出願人に通知しなければならない。必要な場合には、出願人との面接（本章第 4.12 節を参照）により審査を加速させることもできる。個別の問題については、可能であれば、審査官は本章第 4.13 節に述べた方式を利用して、電話を通じて出願人と討論してもよいとする。ただし、明らかな誤りについて審査官が職権に基づいた補正（本章第 5.2.4.2 節、6.2.2 節を参照）を施す場合を除き、どの方式により補正意見を提示しても、出願人から正式に提出された書面による補正書類を根拠としなければならない。</p>	<p>(1) 出願人が審査官からの意見に基づき、出願に補正を行ったことで、却下につながる恐れのある欠陥が解消され、補正された出願には専利権が付与される可能性が現れた場合、出願に欠陥が依然存在しているなら、審査官はこれらの欠陥の解消を再度出願人に通知しなければならない。必要な場合には、出願人との面接、<u>電話における討論及びその他の方式</u>（本章第 4.12 節と第 4.13 節を参照）により審査を加速させることもできる。個別の問題については、可能であれば、審査官は本章第 4.13 節に述べた方式を利用して、電話を通じて出願人と討論してもよいとする。ただし、明らかな誤りについて審査官が職権に基づいた補正（本章第 5.2.4.2 節、6.2.2 節を参照）を施す場合を除き、どの方式により補正意見を提示しても、出願人から正式に提出された書面による補正書類を根拠としなければならない。</p>
<p>4.12 面接</p> <p>例えば、本章第 4.11.1 節（1）に述べたような一部の状況においては、審査手続の加速化のために、審査官から出願人に面接の要請を出してよいとする。出願人も面接を要請してよいが、その場合、面接を経て有益となる目的を果たすと審査官が認めるなら、出願人からの面接要請に同意すべきである。その逆であれば、審査官は面接の要請を拒否してよいとする。</p> <p>4.12.1 面接の実施条件</p> <p>面接の実施条件は以下になる。</p>	<p>4.12 面接</p> <p><u>実体審査において例えば、本章第 4.11.1 節（1）に述べたような一部の状況においては、</u>審査手続の加速化のために、審査官から出願人に面接の要請を出してよいとする。出願人も面接を要請してよいが、その場合、面接を経て有益となる目的を果たし、<u>問題を明確にすること、異議を解消すること、理解を促進することに有益である</u>すと審査官が認めるなら、<u>審査官は出願人からの面接要請に同意すべきである。</u><u>一部の状況においては、その逆であれば、</u>審査官は面接の要請を拒否してよいとする。<u>例えば、書面又は電話などで双方が十分に明確に陳述し、関連事実を明確に認定した場合。</u></p> <p>4.12.1 面接の開始実施条件</p>

<p>(1) 審査官がすでに1回目の審査意見通知書を発行している、かつ</p> <p>(2) 出願人が審査意見通知書の応答と同時に、或いはその後に、面接の要請を申し立てている、若しくは審査官が案件の事情に応じて出願人に面接を要請している。</p> <p>面接は、審査官から要請したのもでも、出願人から申し立てたのもでも、予め予約しておかなければならない。面接通知書、或いは電話によって予約してよいとする。面接通知書の副本及び面接の予約に関する電話記録は出願ファイルに保管しなければならない。面接通知書や面接の予約に関する電話記録の中に、審査官が確認した面接内容、時間、場所を明記しなければならない。審査官、或いは出願人が面接の際に新たな書類の提示を予定しているなら、事前に相手に提出しなければならない。</p> <p>……</p>	<p>面接の実施条件は以下になる。</p> <p>-(1) 審査官がすでに1回目の審査意見通知書を発行している、かつ</p> <p>-(2) 出願人が審査意見通知書の応答と同時に、或いはその後に、面接の要請を申し立てている、若しくは審査官が案件の事情に応じて出願人に面接を要請している。</p> <p>面接は、審査官から要請したのもでも、出願人から申し立てたのもでも、予め予約しておかなければならない。面接通知書、或いは電話によって予約してよいとする。面接通知書の副本及び面接の予約に関する電話記録は出願ファイルに保管しなければならない。面接通知書や面接の予約に関する電話記録の中に、審査官が確認した面接内容、時間、場所を明記しなければならない。審査官、或いは出願人が面接の際に新たな書類の提示を予定しているなら、事前に相手に提出しなければならない。</p> <p>……</p>
<p>4.13 電話での討論</p> <p>審査官は出願書類にある問題点について、電話で出願人と討論を行ってよいとするが、電話での討論は副次的かつ誤解を招くことのない形式上の欠陥に係わる問題の解決に限って適用する。審査官は電話での討論の内容を記録し、出願ファイルに保管する。電話での討論において、審査官が同意した補正内容について、</p> <p>出願人が通常は、当該補正が施された書類を正式に提出しなければならない。審査官は当該書面による補正書類を基にした審査結論を下さなければならない。審査官が電話での討論において同意した補正内容が、本章第5.2.4.2節及び第6.2.2節に述べた状況に該当する場合には、これらの明らかな誤りについて審査官が職権に基づいた補正を施してよいとする</p>	<p>4.13 電話での討論及びその他の方式</p> <p><u>実体審査において、審査官は発明と従来技術に対する理解、出願書類にある問題点等</u>について、電話で出願人と討論を行ってよいとするが、<u>電話での討論は副次的かつ誤解を招くことのない形式上の欠陥に係わる問題の解決に限って適用する。また、テレビ会議、Eメール等のその他の方式で出願人と討論することもできる。</u>審査官は、<u>必要に応じて電話での討論</u>の内容を記録し、出願ファイルに保管する。</p> <p><u>電話での討論において、審査官が同意した補正内容について、が、本章第5.2.4.2節及び第6.2.2節に述べた状況に該当する場合には、これらの明らかな誤りについて審査官は職権に基づいた補正を施してよいとする。</u> <u>審査官が職権に基づいた補正を施することができる内容は除き、審査官が</u></p>

<p>る。</p>	<p><u>同意した補正内容について、出願人が通常は、当該補正が施された書類を正式に提出しなければならない。審査官は当該書面による補正書類を基にした審査結論を下さなければならない。</u></p> <p>審査官が電話での討論において同意した補正内容が、本章第5.2.4.2節及び第6.2.2節に述べた状況に該当する場合には、これらの明らかな誤りについて審査官が職権に基づいた補正を施してよいとする。</p>
<p>第二部分第一章 3.1.2 社会道徳に違反する発明創造 公序良俗に違反した発明創造に対しては専利権を付与することができない。……人胚胎の工業又は商業目的での応用、……上述の発明創造は、公序良俗に違反したものであり、専利権を付与することができない。</p>	<p>第二部分第一章 3.1.2 社会道徳に違反する発明創造 公序良俗に違反した発明創造に対しては専利権を付与することができない。……人胚胎の工業又は商業目的での応用、……上述の発明創造は、公序良俗に違反したものであり、専利権を付与することができない。</p> <p><u>但し、発明創造は人体内で発育した受精14日以内の人胚胎を利用して幹細胞を分離或いは取得したものとすれば、「社会道徳に違反する」という理由で専利権を付与することを拒否してはならない。</u></p>
<p>第二部分第十章 9.1.1.1 人間の胚胎幹細胞 人間の胚胎幹細胞とその作製方法は、専利法5条1項に規定してある専利権を付与してはならない発明に該当する。</p> <p>9.1.1.2 各形成及び発育段階にある人体 人間の生殖細胞や受精卵、胚胎及び個体を含め、各形成・発育段階にある人体は、いずれも専利法5条1項に規定してある専利権が付与されてはならない発明に該当する。</p> <p>9.1.1.3 遺伝資源の違法獲得又は利用により完成された発明創造</p>	<p>第二部分第十章 9.1.1.1 人間の胚胎幹細胞 人間の胚胎幹細胞とその作製方法は、専利法5条1項に規定してある専利権を付与してはならない発明に該当する。</p> <p>9.1.1. <u>12</u>各形成及び発育段階にある人体 人間の生殖細胞や受精卵、胚胎及び個体を含め、各形成・発育段階にある人体は、いずれも専利法5条1項に規定してある専利権が付与されてはならない発明に該当する。<u>人間の胚胎幹細胞は各形成・発育段階にある人体に含まれない。</u></p>

	9. 1. 1. 23 遺伝資源の違法獲得又は利用により完成された発明創造
<p>第四部分第三章 3. 3 無効宣告請求の範囲及び理由と証拠 </p> <p>(5) 請求人は、無効宣告の理由を具体的に説明しなければならない。証拠を提出している場合には、提出したすべての証拠について具体的に説明しなければならない。技術方案を比較する必要がある発明又は実用新案の専利について、係争専利及び引例文献にある関連技術方案を具体的に描写し、比較分析を行わなければならない。比較する必要がある意匠専利については、係争専利及び引例文献にある関連図面又は写真によって示された物品の意匠を具体的に描写して、比較分析を行わなければならない。例えば、請求人が専利法 22 条 3 項における無効宣告の理由について、複数の引例文献を提出している場合には、無効宣告の請求対象専利と最も隣接している引例文献、そして単独比較か結合比較かとの比較方式を明記し、係争専利と引例文献にある技術方案を具体的に描写し、比較分析を行わなければならない。結合させた比較であり、2 つ又は 2 つ以上の結合方式がある場合には、具体的な結合方式を明記しなければならない。異なる独立請求項については、最も隣接している引例文献を個々に明記してもよい。</p> <p>.....</p>	<p>第四部分第三章 3. 3 無効宣告請求の範囲及び理由と証拠 </p> <p>(5) 請求人は、無効宣告の理由を具体的に説明しなければならない。証拠を提出している場合には、提出したすべての証拠について具体的に説明しなければならない。技術方案を比較する必要がある発明又は実用新案の専利について、係争専利及び引例文献にある関連技術方案を具体的に描写し、比較分析を行わなければならない。比較する必要がある意匠専利については、係争専利及び引例文献にある関連図面又は写真によって示された物品の意匠を具体的に描写して、比較分析を行わなければならない。例えば、請求人が専利法 22 条 3 項における無効宣告の理由について、複数の引例文献を提出している場合には、無効宣告の請求対象専利と最も隣接している引例文献、そして単独比較か結合比較かとの比較方式を明記し、係争専利と引例文献にある技術方案を具体的に描写し、比較分析を行わなければならない。結合させた比較であり、2 つ又は 2 つ以上の結合方式がある場合には、まずは最も主要な具体的な結合方式を比較分析明記しなければならない。最も主要な結合方式が明確にされていない場合、第一対の引例文献結合方式を最も主要な結合方式とする。異なる独立請求項については、最も隣接している引例文献を個々に明記してもよい。</p> <p>.....</p>
<p>第二部分第八章 実体審査手続 3. 出願書類の確認及び実体審査の準備 3. 4 審査順序</p>	<p>第二部分第八章 実体審査手続 3. 出願書類の確認及び実体審査の準備 3. 4 審査順序</p>

<p>3.4.1 一般原則</p> <p>本章第3.4.2節に述べた特殊な状況を除き、受け付けた発明専利出願に対しては受け付けた順番により審査を行わなければならない。ただし、前後に受理した同種の専利出願を一緒にして同時に審査してもよい。</p> <p>第一次審査意見通知書に対して出願人が応答した後、審査官が引き続いて出願を審査する際、一般的には応答の順番により行うものとする。</p> <p>3.4.2 特殊処理</p> <p>以下のいくつかの状況に対して、特殊な処理をすることが可能である。</p> <p>(1) 国家の利益或いは公共の利益にとって重大な意義をもつ出願は、出願人或いはその主管部門が請求を行い、専利局局長が承認した後、優先的に審査を受けることが可能となり、その後の審査手続においても優先的に扱われる。</p> <p>(2) 専利局が自ら実体審査を開始した専利出願は、優先的に処理することができる。</p> <p>(3) 原出願日を保留してある分割出願は、原出願と共に審査を行ってもよい。</p>	<p>3.4.1 一般原則</p> <p>本章第3.4.2節に述べた特殊な状況を除き、受け付けた発明専利出願に対しては受け付けた順番により審査を行わなければならない。ただし、前後に受理した同種の専利出願を一緒にして同時に審査してもよい。</p> <p>第一次審査意見通知書に対して出願人が応答した後、審査官が引き続いて出願を審査する際、一般的には応答の順番により行うものとする。</p> <p>3.4.2 特殊処理</p> <p>以下のいくつかの状況に対して、特殊な処理をすることが可能である。</p> <p>(1) 国家の利益或いは公共の利益にとって重大な意義をもつ出願は、出願人或いはその主管部門が請求を行い、専利局局長が承認した後、優先的に審査を受けることが可能となり、その後の審査手続においても優先的に扱われる。</p> <p>(2) 専利局が自ら実体審査を開始した専利出願は、優先的に処理することができる。</p> <p>(3) 原出願日を保留してある分割出願は、原出願と共に審査を行ってもよい。</p>
<p>第五部分第二章 専利に係わる費用</p>	<p>第五部分第二章 専利に係わる費用</p>
<p>7. 費用納付情報の補完</p> <p>費用を郵便局又は銀行を介して送金する際に、必要な費用納付情報に漏れがあった場合、送金当日にファックス又は電子メール等方式によって補完することができる。補完により費用納付情報が完備された場合、送金日を納付日とする。補完しても当日に完備されず、さらに補完することとなった場合、専利局で完備された費用納付情報を受け取った日を納付日とする。</p> <p>費用納付情報の補完にあたって、銀行又は郵便局の送金票のコピー、納</p>	<p>7. 費用納付情報の補完</p> <p>費用を郵便局又は銀行を介して送金する際に、必要な費用納付情報に漏れがあった場合、<u>送金当日にファックス又は電子メール等方式によって補完することができる。</u>補完により費用納付情報が完備された場合、送金日を納付日とする。送金当日に専利局に規定の方式と要求により補完しなければならない。補完しても当日に完備されず、さらに補完することとなった場合、専利局で完備された費用納付情報を受け取った日を納付日とする。</p>

<p>付対象費用の出願番号（又は専利番号）及び各種費用の名称と金額を提供しなければならない。同時に、預り証受取人の氏名又は名称、住所、郵便番号等情報を提供しなければならない。費用納付情報の補完にあたって、銀行又は郵便局の送金票のコピーを提供することができない場合には、送金日、送金人の氏名又は名称、送金額、送金票番号等情報を提供しなければならない。</p>	<p>費用納付情報の補完にあたって、銀行又は郵便局の送金票のコピー、納付対象費用の出願番号（又は専利番号）及び各種費用の名称と金額を提供しなければならない。同時に、預り証受取人の氏名又は名称、住所、郵便番号等情報を提供しなければならない。費用納付情報の補完にあたって、銀行又は郵便局の送金票のコピーを提供することができない場合には、送金日、送金人の氏名又は名称、送金額、送金票番号等情報を提供しなければならない。</p>
<p>第五部分第七章 期限、権利の回復、中止</p>	<p>第五部分第七章 期限、権利の回復、中止、審査の順序</p> <p>8. 審査の順序</p> <p>8.1 一般原則</p> <p><u>発明、実用新案と意匠専利出願について、一般的に出願提出の順番により方式審査を行う。発明専利出願について、一般的に実体審査請求の順番により実体審査を行う。別途に規定がある場合は除く。</u></p> <p>8.2 優先審査</p> <p><u>国家利益或いは公共利益に重大な意義がある出願について、出願人或いはその主管部門より優先審査の申請を提出し、許可された後、優先審査を行うことができる。また、その後の審査手続きにおいても優先的に処理することができる。</u></p> <p><u>但し、同一の出願人が同日（出願日のみを指す）に同様な発明創造に対して実用新案と発明専利の両方とも出願する場合、一般的に、その中の発明専利出願に対して優先審査を行わない。</u></p> <p>8.3 延期審査</p> <p><u>出願人は延期審査を請求することができる。発明専利の延期審査請求は、出願人より実体審査請求の同時に提出しなければならないが、発明専利の延期審査請求が実体審査請求の発効日から発効する。実用新案と意匠</u></p>

	<p><u>の延期審査請求は、出願人より実用新案と意匠専利出願の同時に提出しなければならない。延期の期間は、延期審査請求の発効日から1年、2年或いは3年である。延期の期間が満了後、当該出願が順番により審査を待機する。専利局は、必要に応じて、自発的に審査手続きを開始することができ、出願人の延期審査請求が提出されなかったと看做す。</u></p> <p>8.4 専利局が自発的に開始</p> <p><u>専利局が自発的に実体審査を開始した専利出願について、優先的に処理することができる。</u></p>
--	---